入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和３年４月16日
国立大学法人浜松医科大学
理事　佐藤　誠

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　22

○第４号

1　調達内容
⑴　品目分類番号　22、31
⑵　購入等件名及び数量　術中モニタリングシステム　一式
⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。
⑷　納入期限　令和３年12月28日
⑸　納入場所　浜松医科大学医学部附属病院
⑹　入札方法　落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、提案に係る性能、機能、技術等に関する書類（以下「総合評価のための書類」という。）を提出すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格
⑴　国立大学法人浜松医科大学契約事務規程第２条及び第３条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　国の競争参加資格（全省庁統一資格）において令和３年度（平成33年度）に東海・北陸地域の「物品の販売」のＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされている者であること。なお、当該競争参加資格については、令和２年３月31日付け号外政府調達第58号の官報の競争参加者の資格に関する公示の別表に掲げる申請受付窓口において随時受け付けている。
⑶　購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
⑷　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づいて医療機器の販売業の許可を得ていることを証明した者であること。
⑸　国立大学法人浜松医科大学契約事務規程第４条の規定に基づき、理事が定める資格を有する者であること。
⑹　理事から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒431―3192　浜松市東区半田山１―20―１
浜松医科大学病院経営支援課　和田　哲明
電話053―435―2553
⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から上記３⑴の交付場所にて交付する。
⑶　入札説明会の日時及び場所　令和３年４月21日13時30分　浜松医科大学管理棟２階第二会議室
⑷　入札書の受領期限　令和３年６月10日17時00分
⑸　開札の日時及び場所　令和３年７月16日10時00分　浜松医科大学管理棟２階第二会議室

4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に総合評価のための書類及び本公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、理事から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札説明書による。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を納入できると理事が判断した入札者であって、国立大学法人浜松医科大学契約事務規程第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、理事が入札説明書で指定する性能、機能、技術等（以下「性能等」という。）のうち、必須とした項目の最低限の要求要件をすべて満たしている性能等を提案した入札者の中から、理事が入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者を定める。
⑺　手続における交渉の有無　無。
⑻　その他　詳細は、入札説明書による。なお、入札説明書等で当該調達に関する環境上の条件を定めた調達であると示されている場合は、十分理解した上で応札すること。

5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Makoto Sato, Executive Director
⑵　Classification of the products to be procured : 22, 31
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Surgical monitoring system 1 Set
⑷　Delivery period : By 28 December, 2021
⑸　Delivery place : Hamamatsu University School of Medicine Hospital
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
A　not come under Article 2 and 3 of the Regulation concerning the Contract for Hamamatsu University School of Medicine Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause,
B　have the Grade A, Grade B or Grade C qualification during fiscal 2021 in the Tokai・Hokuriku area in sales of product for participating in tenders by Single qualification for every ministry and agency,
C　prove to have prepared a system to provide rapid after-sale service and maintenance for the procured products,
D　prove to have obtained license for selling a medical instrument in accordance with the Law on Securing Quality, Efficacy and Safety of Products including Pharmaceuticals and Medical Devices,
E　meet the qualification requirements which Executive Director may specify in accordance with Article 4 of the Regulation,
F　not be currently under a suspension of business order as instructed by Executive Director.
⑺　Time limit of tender : 17 : 00　10 June, 2021
⑻　Contact point for the notice : Tetsuaki Wada, Medical Affairs Division, Hamamatsu University School of Medicine, 1―20―1 Handayama Higashi-ku Hamamatsu-shi 431―3192 Japan, TEL 053―435―2553
⑼　Please be noted that if it is indicated that environmental conditions relating to the procurement are laid down in its tender documents.

○第５号

1　調達内容
⑴　品目分類番号　22、31
⑵　購入等件名及び数量　デジタルＸ線ＴＶシステム　一式
⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。
⑷　納入期限　令和３年12月28日
⑸　納入場所　浜松医科大学医学部附属病院
⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格
⑴　国立大学法人浜松医科大学契約事務規程第２条及び第３条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。